

台湾を船積地域とする特定有害廃棄物等の輸入の承認について

輸入注意事項19第12号(19.3.6)

最終改正:令和7年6月19日付け・輸入注意事項2025第7号

平成19年3月5日付け経済産業省告示第49号(輸入公表の一部を改正する告示)により、台湾を船積み地域とする下記1に掲げる特定有害廃棄物等の輸入に係る二の二号承認(輸入貿易管理令第4条第1項第2号の規定による輸入の承認(全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認に限る。)をいう。)については、平成19年4月1日以降は、下記により行います。

なお、平成18年3月37日付け輸入注意事項18第9号(台湾を船積地域とする特定有害廃棄物等の輸入の承認について)は平成19年3月31日限りで廃止します。

記

1 対象品目

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成4年法律第108号。以下「バーゼル法」という。)第2条第1項に規定する特定有害廃棄物等(バーゼル法第2条第1項第1号ロ及び特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令(平成30年環境省令第12号。以下「バーゼル省令」という。)第4条第1項に規定するものとする。)

なお、次のいずれかに該当する場合は承認を要しない。

- イ バーゼル法第8条ただし書並びにバーゼル省令第4条第1項括弧書及び第2項に規定する場合
- ロ 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律(平成30年法律第61号)第24条第2項に規定する特定外国船舶であって、その輸入につき同項の規定により特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第8条の規定を適用しないこととされたもの

2 適用地域

台湾

3 書面申請手続

(1) 提出書類

特定有害廃棄物等を輸入しようとする者は、輸入承認申請の際には①から⑦までの書類を提出するものとする。また、輸入承認後、貨物を通関する際は、各通関前に⑧及び⑨の書類を提出するものとする。

- ① 輸入承認申請書(輸入貿易管理規則別表第一 T2010) 2通
- ② 輸入承認申請理由書(別紙1) 1通
- ③ 輸入契約書の写し 1通

- ④ 輸入者と輸出者との間において、環境の保全上適正な運搬及び処分が行われることを明記した契約書の写し 1通
 - ⑤ 当該貨物の輸入、運搬及び処分について国内諸法令に基づく許可等が必要な場合にあっては、当該許可等を受けていることを証する書類の写し 1通
 - ⑥ 当該貨物が廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第130号。以下「廃掃法」という。第2条第1項に規定する廃棄物にも該当する場合は、同法第15条の4の5の規定による環境大臣の輸入許可証の写し 1通
 - ⑦ その他必要と認められる書類
 - ⑧ 台湾との輸入に係る移動書類(写し)届出書(別紙2)
 - ⑨ 移動書類の写し(平成17年12月26日付け経済産業省・環境省告示第12号の3(6)に基づくもの。ただし、台湾の輸出者から移動書類の提出がない場合には、別紙3に必要な事項を記載の上、この写しを添付するものとする。)
- (注1) 上記の提出書類のうち、契約書等が英語以外の外国語の場合には、和訳又は英訳したもの(任意様式)を添付のこと。

(2) 提出先

貿易経済安全保障局貿易管理部貿易審査課

(3) 受付時間

毎週月曜日から金曜日までの午前10時から午前11時45分まで及び午後1時30分から午後3時30分まで。ただし、行政機関の休日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号に掲げる日。以下同じ。)を除く。

4 輸入承認基準

輸入の承認は、当該申請が次の(1)から(6)までに該当する場合に限り行うものとする。

廃掃法第2条第1項に規定する廃棄物であって、環境大臣による輸入許可を受ける必要のあるもの(上記3の(1)の⑥に該当するもの)については、同法に基づく環境大臣による輸入の許可を受けていることを併せて確認するものとする。

(1) 次のいずれに該当していること。

- ① 輸入される特定有害廃棄物等を環境の保全上適正かつ効率的な方法により処分するための技術上の能力及び必要な施設、処分能力又は適当な処分場所を我が国が有していること。
- ② 輸入される特定有害廃棄物等が我が国において再生利用産業又は回収産業のための原材料として必要とされていること。

(2) 台湾以外からの輸入でないこと。

(3) 輸入に係る事前通告が我が国において受理されており、その内容と一致していること。

(4) 輸入される特定有害廃棄物等について環境の保全上適正な運搬及び処分が行われないと信ずるに足る理由がないものとして、次の事項を満たしていること。

- ① 環境の保全上適正な運搬及び処分が行われることを明記した契約が輸出者と処分者の間で締結されていること。
- ② 国内諸法令に基づく許可等が必要な場合にあっては、当該許可等を受けていること(例:火薬類取締法(以下「火取法」という。)上の火薬類に該当する場合は、火取法第19条

に基づく運搬証明書の交付を受けていること。毒物及び劇物取締法(以下「毒劇法」という。)上の毒物・劇物に該当する場合は、毒劇法第4条に基づく毒物・劇物の輸入業の登録を受けていること。)

- ③ その他必要な事項に適合していること。
- (5) その他2005年12月1日付け有害廃棄物等の移動及びその処分の規制に関する財団法人交流協会と亜東関係協会との間の取決めの的確かつ円滑な実施のために必要な事項に適合していること。
- (6) 輸入承認申請の内容が上記3の(1)の②から⑦までの提出書類の内容と一致していること。

5 輸入承認条件

上記輸入承認を行う場合は、次の条件を付すものとする。

- (1) 通関前に台湾との輸入に係る移動書類(写し)届出書及び移動書類の写しを経済産業大臣に提出すること。なお、移動が複数回にわたる場合は、台湾との輸入に係る移動書類(写し)届出書に記載された移動累計数量が本輸入承認証の数量の範囲内であること。
- (2) 本輸入承認証により輸入される貨物を運搬又は処分を行う者が、移動書類の原本を携帯し、かつ、同書類に記載された内容に従って運搬又は処分を行うよう措置すること。
- (3) 本輸入承認証により輸入された貨物の処理が終了した場合には、それを証する書類を添付して、経済産業大臣に報告すること。
- (4) 本輸入承認証に係る貨物の輸入に関し、変更の必要性が生じた場合は、経済産業大臣に届け出てその指示に従うこと。

輸 入 承 認 申 請 理 由 書

経済産業大臣 殿

申請者

氏名又は名称

及び代表者の氏名

住 所

申請年月日

電 話 番 号

輸入貿易管理令第4条第1項第2号の規定に基づき、下記貨物の輸入について輸入承認を申請します。

1.輸出者 氏名又は名称： 住所又は所在地： 連絡責任者氏名： Tel： Fax： E-mail：		2.事前通告： <input type="checkbox"/> 一回の通告 <input type="checkbox"/> 包括的な通告*1 *1 包括的な通告の有効期限： 年 月 日 <input type="checkbox"/> 処分（非回収）作業 <input type="checkbox"/> 回収作業*2 *2 事前認定を受けた回収施設への運搬か <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ		3.移動回数：	
4.輸入者／処分者 氏名又は名称： 住所又は所在地： 連絡責任者氏名： Tel： Fax： E-mail：		5.特定有害廃棄物の排出者 氏名又は名称： 住所又は所在地： 連絡責任者氏名： Tel： Fax： E-mail： 排出場所： 排出過程：			
6.予定されている全ての運搬者 氏名又は名称： 住所又は所在地： 連絡責任者氏名： Tel： Fax： E-mail：		7.処分施設： 氏名又は名称： 住所又は所在地： 連絡責任者氏名： Tel： Fax： E-mail： （事前認定を受けた回収施設） 登録番号： 有効期限： 年 月 日			
9.輸出者と処分者との契約合意の日付： 年 月 日		10.別添資料の数：			
11.保険又は金銭的保証の条項の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 *有効期限： 年 月 日 *詳細については、資料を添付すること。		8.処分作業のコード番号： 適用される技術：			
12. こん包の形態：		13.こん包の数：		14.運搬の手段：	
15.特定有害廃棄物等の名称、物理的特性、科学的組成* 20℃における物理的状态 <input type="checkbox"/> 粉末状 <input type="checkbox"/> 固体状 <input type="checkbox"/> 糊状 <input type="checkbox"/> 泥状 <input type="checkbox"/> 液状 <input type="checkbox"/> 気体状 <input type="checkbox"/> その他（ ） *詳細については、資料を添付すること。		17.特別な取扱の指示の有無：有<input type="checkbox"/>* 無<input type="checkbox"/> *詳細については、資料を添付すること。			
16.Waste identification code(廃棄物同定コード) <input type="checkbox"/> バーゼル条約附属書Ⅷ： <input type="checkbox"/> その他（ ）：		18.Y番号：		19.H番号：	
		20.国際連合分類区分：		21.国際連合番号：	
		22.重量及び体積： 外国為替金額の総計：			
		23.移動開始予定日： 年 月 日		24.移動終了予定日： 年 月 日	
25.権限ある当局、輸出入地点					
台湾（船積港）			日本（入港予定地）		

(注) 用紙の大きさは、A列4番とします。

台湾との輸入に係る移動書類（写）届出書

経済産業大臣 殿

年 月 日

下記特定有害廃棄物等の貨物の台湾からの輸入に関して、平成17年12月26日付け経済産業省・環境省告示第12号（有害廃棄物の移動及びその処分の規制に関する財団法人交流協会と亜東関係協会との間の取決め（2005年12月1日）の的確かつ円滑な実施を図るために必要な事項を定める件）の3（6）の規定により、当該特定有害廃棄物等に係る移動書類の写しを提出いたします。

なお、当該移動書類の内容は、当該特定有害廃棄物等の輸入承認を受けた内容と相違ありません。

氏名又は名称
及び代表者の氏名
住 所
電話番号（担当）

記

1. 輸出者

氏名又は名称：
住 所：

2. 輸入者／処分者

氏名又は名称：
住 所：

3. 処分施設

氏名又は名称：
住 所：

4. 特定有害廃棄物等の名称：

5. 輸入承認証

承認番号：
承認日：
数 量：

6. 移動の状況

移動回数	移動累計数量／移動数量	通関数量

（注）これまで移動の届出のあった累計数量及び今回までの移動の数量をそれぞれ記入してください。

（注）用紙の大きさは、A列4番とする。

特定有害廃棄物等の越境移動のための移動書類
Movement document for transboundary movements/shipments of waste

1. 通告番号 Corresponding to notification No:		2. 移動番号/総回数 Serial/total number of shipments: /	
3. 輸出者 Exporter - notifier Registration No: 氏名/名称 Name: 住所/所在地 Address: 連絡責任者氏名 Contact person: Tel: Fax: E-mail:		4. 輸入者 Importer - consignee Registration No: 氏名/名称 Name: 住所/所在地 Address: 連絡責任者氏名 Contact person: Tel: Fax: E-mail:	
5. 実際の運搬量 Actual quantity: Tonnes(Mg): m ³ :		6. 実際の移動日 Actual date of shipment:	
7. 全てのこの包の形態 Packaging 形態 Type(s) ⁽¹⁾ : こん包数 Number of packages: 特別な取扱の指示 Special handling requirements: ⁽²⁾ Yes: <input type="checkbox"/> No: <input type="checkbox"/>			
8.(a) 第一運搬者 1st Carrier ⁽³⁾ : 登録番号 Registration No: 氏名/名称 Name: 住所/所在地 Address: 連絡責任者 Contact person: Tel: Fax: E-mail:		8.(b) 第二運搬者 2nd Carrier : 登録番号 Registration No: 氏名/名称 Name: 住所/所在地 Address: 連絡責任者 Contact person: Tel: Fax: E-mail:	
		8.(c) 第三運搬者 3rd Carrier : 登録番号 Registration No: 氏名/名称 Name: 住所/所在地 Address: 連絡責任者 Contact person: Tel: Fax: E-mail:	
運搬者が3者より多い場合 More than 3 carriers ⁽²⁾ <input type="checkbox"/>			
運搬手段 Means of transport ⁽¹⁾ : 引渡しを受けた日付/運搬を開始した日付 Date of receipt/transfer: 署名 Signature:		運搬手段 Means of transport ⁽¹⁾ : 引渡しを受けた日付/運搬を開始した日付 Date of receipt/transfer: 署名 Signature:	
9. 全ての発生者-生産者 Waste generator(s) - producer(s) ⁽⁵⁾ : 登録番号 Registration No: 氏名/名称 Name: 住所/所在地 Address: 連絡責任者氏名 Contact person: Tel: Fax: E-mail: 発生場所 Site of generation ⁽²⁾ :		11. 全ての処分又は回収作業 Disposal/recovery operation(s) 分類コード D-code / 分類コード R-code ⁽¹⁾ : 12. 廃棄物の名称及び組成 Designation and composition of the waste ⁽²⁾ : 13. 物理的特性 Physical characteristics ⁽¹⁾ :	
10. 処分施設 Disposal facility <input type="checkbox"/> 又は回収施設 or recovery facility <input type="checkbox"/> 登録番号 Registration No: 施設名 Name: 住所/所在地 Address: 連絡責任者 Contact person: Tel: Fax: E-mail: 実際の処分/回収の場所 Actual site of disposal/recovery ⁽²⁾ :		14. 廃棄物の同定 Waste identification 関連する分類記号欄に記入 * 印は必須事項 (fill in relevant codes)* (required to state) バーゼル条約附属書 VIII (又は該当する場合 附属書 IX) Basel Annex VIII (or IX if applicable)*: 国際廃棄物同定コード International Waste Identification Code (IWIC) その他 (明細を記述のこと) Other (specify): Y番号 Y-code*: H番号 H-code* ⁽¹⁾ : 国際連合分類区分 UN class ⁽¹⁾ : 国際連合番号 UN Number: 輸出入統計品目 Customs code(s) (HS)*:	
15. 輸出者による申告: 上記の情報は私の知る限りにおいて完全かつ正確であることを証明します。また、法的効力のある書面による契約義務条項が締結されていること、越境移動に対して適用される保険又は金銭的保証が有効であること、及び、関係国の権限ある当局から全ての必要な同意を得ていることを証明します。 Exporter's - notifier's / generator's - producer's ⁽⁴⁾ declaration: I certify that the above information is complete and correct to my best knowledge. I also certify that legally enforceable written contractual obligations have been entered into, that any applicable insurance or other financial guarantee is in force covering the transboundary movement and that all necessary consents have been received from the competent authorities of the countries concerned. 氏名/名称 Name: 日付 Date: 署名 Signature:			
16. 越境移動の関係者による追加的な情報が必要な場合の使用欄 For use by any person involved in the transboundary movement in case additional information is required			
17. 輸入者による廃棄物の受領 (処分・回収施設での受領でない場合) Shipment received by importer - consignee (if not facility):		日付 Date: 氏名/名称 Name: 署名 Signature:	
処分施設又は回収施設の記入欄 TO BE COMPLETED BY DISPOSAL / RECOVERY FACILITY			
18. 廃棄物の受領 Shipment received 処分施設 at disposal facility <input type="checkbox"/> 又は回収施設 or recovery facility <input type="checkbox"/> 引渡しを受けた日付 Date of reception: 受入 Accepted <input type="checkbox"/> 拒否 Rejected* <input type="checkbox"/> *ただちに権限のある当局に連絡すること <i>immediately contact competent authorities</i> 引渡しを受けた量 Quantity received: Tonnes (Mg): m ³ : 処分を予定している日付 Approximate date of disposal/recovery: 処分の方法 Disposal/recovery operation ⁽¹⁾ : 氏名/名称 Name: 日付 Date: 署名 Signature:		19. 上記に記載した廃棄物について確かに処分又は回収しました。 I certify that the disposal/recovery of the waste described above has been completed. 氏名/名称 Name: 日付 Date: 署名及び押印 Signature and stamp:	

(1) 次ページの略語及び分類記号一覧を参照すること。See list of abbreviations and codes on the next page

(2) 必要な場合詳細を添付すること。Attach details if necessary

(3) 運搬者が3社より多い場合、第8欄(a, b, c)の必要事項と同様の情報を添付すること。If more than 3 carriers, attach information as required in blocks 8 (a,b,c).

(4) 非 OECD 加盟国向け輸出の際の必要事項 Required by the Basel Convention

(5) 複数の場合、一覧を添付すること。Attach list if more than one

FOR USE BY CUSTOMS OFFICES (if required by national legislation)

<p>20. Export - dispatch or customs office of exit The waste described in this movement document left the country on: Signature: Stamp:</p>	<p>21. Import - destination or customs office of entry The waste described in this movement document entered the country on: (日付) Signature: Stamp:</p>
---	---

移動書類で使用される略語及び分類記号一覧 List of Abbreviations and Codes Used in the Movement Document

処分作業 (第11欄) DISPOSAL OPERATIONS (block 11)

- D1 地中又は地上への投棄 (例えば、埋立て) Deposit into or onto land, (e.g., landfill, etc.)
- D2 土壌処理 (例えば、液状又は泥状の廃棄物の土中における生物分解) Land treatment, (e.g. biodegradation of liquid or sludgy discards in soils, etc.)
- D3 地中の深部への注入 (例えば、井戸、岩塩ドーム又は天然の貯留場所へのポンプ注送が可能な廃棄物の注入) Deep injection, (e.g., injection of pumpable discards into wells, salt domes or naturally occurring repositories, etc.)
- D4 表面貯留 (例えば、液状又は泥状の廃棄物をくぼ地、池又は潟に貯留すること) Surface impoundment, (e.g., placement of liquid or sludge discards into pits, ponds or lagoons, etc.)
- D5 特別に設計された処分場における埋立て (例えば、ふたをされ、かつ、相互に及び周囲から隔離されている遮水された区画に埋立てること) Specially engineered landfill, (e.g., placement into lined discrete cells which are capped and isolated from one another and the environment), etc.
- D6 海洋を除く水域への放出 Release into a water body except seas/oceans
- D7 海洋への放出 (海底下への挿入を含む) Release into seas/oceans including sea-bed insertion
- D8 この一覧において他に規定されていない生物学的処理であって、その結果生ずる最終的な化合物又は混合物がこの一覧に掲げるいずれかの作業方法によって廃棄されることとなるもの Biological treatment not specified elsewhere in this list which results in final compounds or mixtures which are discarded by means of any of the operations in this list
- D9 この一覧において他に規定されていない物理化学的処理であって、その結果生ずる最終的な化合物又は混合物がこの一覧に掲げるいずれかの作業方法によって廃棄されることとなるもの (例えば、蒸発、乾燥、煅焼、中和、沈殿) Physico-chemical treatment not specified elsewhere in this list which results in final compounds or mixtures which are discarded by means of any of the operations in this list (e.g., evaporation, drying, calcination, neutralization, precipitation, etc.)
- D10 陸上における焼却 Incineration on land
- D11 海洋における焼却 Incineration at sea
- D12 永久保管 (例えば、容器に入れ鉱坑において保管すること) Permanent storage, (e.g., emplacement of containers in a mine, etc.)
- D13 この一覧に掲げるいずれかの作業に先立つ混合又は混合 Blending or mixing prior to submission to any of the operations in this list
- D14 この一覧に掲げるいずれかの作業に先立つ梱包 Repackaging prior to submission to any of the operations in this list
- D15 この一覧に掲げるいずれかの作業が行われるまでの間の保管 Storage pending any of the operations in this list

回収作業 (第11欄) RECOVERY OPERATIONS (block 11)

- R1 燃料としての利用 (直接焼却を除く。) 又はエネルギーを得るための他の手段としての利用 (バーゼル条約及びOECD決定) - 主として燃料としての利用又はエネルギーを得るための他の手段としての利用 (EU) Use as a fuel (other than in direct incineration) or other means to generate energy (Basel/OECD) - Use principally as a fuel or other means to generate energy (EU)
- R2 溶剤の回収利用又は再生 Solvent reclamation/regeneration
- R3 溶剤として使用しない有機物の再生利用又は回収利用 Recycling/reclamation of organic substances which are not used as solvents
- R4 金属及び金属化合物の再生利用又は回収利用 Recycling/reclamation of metals and metal compounds
- R5 その他の無機物の再生利用又は回収利用 Recycling/reclamation of other inorganic materials
- R6 酸又は塩基の再生 Regeneration of acids or bases
- R7 汚染の除去のために使用した成分の回収 Recovery of components used for pollution abatement
- R8 触媒からの成分の回収 Recovery of components from catalysts
- R9 使用済みの油の精製又はその他の再利用 Used oil re-refining or other reuses of previously used oil
- R10 農業又は生態系の改良に役立つ土壌処理 Land treatment resulting in benefit to agriculture or ecological improvement
- R11 R1 から R10 までに掲げる作業から得られた残渣の利用 Uses of residual materials obtained from any of the operations numbered R1-R10
- R12 R1 から R11 までに掲げる作業に提供するための廃棄物の交換 Exchange of wastes for submission to any of the operations numbered R1-R11
- R13 この一覧に掲げるいずれかの作業のための物の集積 Accumulation of material intended for any operation in this list

こん包の形態 (第7欄) PACKAGING TYPES (block 7)

- 1. ドラム缶 Drum 2. 木樽 Wooden barrel 3. ジェリー缶 Jerrican 4. 箱 Box 5. 袋 Bag 6. 混合こん包 Composite packaging 7. 圧縮容器 Pressure receptacle
- 8. ばら積み Bulk 9. その他 (明細を記入すること) Other (specify)

運搬輸送手段 (第8欄) MEANS OF TRANSPORT (block 8)

R = 道路 Road T = 鉄道 Train/rail S = 海路 Sea A = 空路 Air W = 内水航路 Inland waterways

物理的特性 (第13欄) PHYSICAL CHARACTERISTICS (block 13)

- 1. 粉状又は粉 Powdery / powder 2. 固体状 Solid 3. 高粘着性/糊状 Viscous / paste 4. 泥状 Sludgy 5. 液状 Liquid 6. ガス状 Gaseous
- 7. その他 (明細を記入すること) Other (specify)

H 番号及び国際連合分類区分 (第14欄) H-CODE AND UN CLASS (block 14)

UN class	H-code	特性 Characteristics
1	H1	爆発性 Explosive
3	H3	引火性の液体 Flammable liquids
4.1	H4.1	可燃性の固体 Flammable solids
4.2	H4.2	自然発火しやすい物質又は廃棄物 Substances or wastes liable to spontaneous combustion
4.3	H4.3	水と作用して引火性のガスを発生する物質又は廃棄物 Substances or wastes which, in contact with water, emit flammable gases
5.1	H5.1	酸化性 Oxidizing
5.2	H5.2	有機過酸化物質 Organic peroxides
6.1	H6.1	毒性 (急性) Poisonous (acute)
6.2	H6.2	病毒をうつしやすい物質 Infectious substances
8	H8	腐食性 Corrosives
9	H10	空気又は水と作用することによる毒性ガスの発生 Liberation of toxic gases in contact with air or water
9	H11	毒性 (遅発性又は慢性) Toxic (delayed or chronic)
9	H12	生態毒性 Ecotoxic
9	H13	処分の後、何らかの方法により、上記に掲げる特性を有する他の物 (例えば、浸出液) を生成することが可能な物 Capable, by any means, after disposal of yielding another material, e.g., leachate, which possesses any of the characteristics listed above

詳細に関して、特に廃棄物の同定 (第14欄) に関連するバーゼル条約附属書Ⅷ及びⅨの分類記号、OECD 決定の分類記号及び Y 番号については、OECD 及びバーゼル条約事務局のガイダンス又は手引書で見ることができる。Further information, in particular related to waste identification (block 14), i.e. on Basel Annexes VIII and IX codes, OECD codes and Y-codes, can be found in a Guidance/Instruction Manual available from the OECD and the Secretariat of the Basel Convention